

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 4 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除 1 年目)

- 「給与所得」の金額
 - 「収入金額」 8,000,000円
 - 「所得金額」 6,100,000円
- 「繰越損失額」 △12,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替希望		種類	青色	分離	国出	修正	特典の表示	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	区分	ア							
	農業	区分	イ							
	不動産	区分	ウ							
	配当	区分	エ							
	給与	区分	オ			8000000				
	公的年金等	区分	カ							
	雑業務	区分	キ							
	その他	区分	ク							
	短期	区分	ケ							
	長期	区分	コ							
所得金額等	事業等	①								
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥			6100000					
	公的年金等	⑦								
	雑業務	⑧								
	その他	⑨								
	⑦から⑨までの計	⑩								
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬								
	小規模企業共済等掛金控除	⑭								
	生命保険料控除	⑮								
	地震保険料控除	⑯								
	寡婦、ひとり親控除	⑰								
	勤労学生、障害者控除	⑱								
	配偶者(特別)控除	⑲								
	扶養控除	⑳								
	基礎控除	㉑			480000					
	⑬から㉑までの計	㉒			480000					
その他の	雑損控除	㉔								
	医療費控除	㉕								
	寄附金控除	㉖								
	合計	㉗			480000					
	修正前の第3期分の税額	㉙								
	修正前の第3期分の税額の増加額	㉚								
	公的年金等以外の合計所得金額	㉛								
	配偶者の合計所得金額	㉜								
	専従者給与(控除)額の合計額	㉝								
	青色申告特別控除額	㉞								
延納の出	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㉟								
	未納付の源泉徴収税額	㊱								
	本年分差し引く繰越損失額	㊲								
	平均課税対象金額	㊳								
	変動・臨時所得金額	㊴								
	申告期限までに納付する金額	㊵								
	延納届出額	㊶								
	源泉徴収税額の合計額	㊷								
	源泉徴収税額の合計額	㊸								
	源泉徴収税額の合計額	㊹								

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和 4 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は記載しません。
- 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(48万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算や繰越控除の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

令和 04 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										F A 0 0 5 4		第四表 (一) (令和四年分以降用)			
現在の住所 又は 居 所 事 業 所 等		××市○○町1-2-3				フリガナ 氏 名		コクゼイ マコト 国 税 誠		整理 番 号			一 連 番 号		
1 損失額又は所得金額															
A 経 常 所 得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)										⑥⑥		6,100,000		円	
所得の種類		区分等		所得の生ずる場所等		④ 収 入 金 額		⑤ 必要経費等		③ 差 引 金 額 (④ - ⑤)		④ 特別控除額		⑤ 損失額又は所得金額	
B	譲 渡 期	短期	分離譲渡			円		円	②	円			⑥⑦		円
		長期	総合譲渡						③			円	⑥⑧		
		短期	分離譲渡			円		円	④				⑥⑨		
		長期	総合譲渡						⑤			円	⑦⑩		
	一時												⑦⑪		
C 山 林													⑦⑫		
D	退 職	一般											⑦⑬		
		短期											⑦⑭		
		特定役員											⑦⑮		
E	一般株式等の譲渡												⑦⑯		
	上場株式等の譲渡												⑦⑰		
	上場株式等の配当等							円		円			⑦⑱		
F 先物取引													⑦⑲		
		⑦⑳ 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額				円		⑦㉑ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額						特例適用条文	
2 損益の通算															
所得の種類		④ 通 算 前		⑤ 第 1 次 通 算 後		⑥ 第 2 次 通 算 後		⑦ 第 3 次 通 算 後		⑧ 損失額又は所得金額					
A 経 常 所 得		⑥⑥ 6,100,000		第 1 次 6,100,000		第 2 次 6,100,000		第 3 次 6,100,000		6,100,000					
B	譲 渡 期	短期	総合譲渡	⑥⑧											
		長期	分離譲渡(特定損失額)	⑥⑨	△										
		長期	総合譲渡	⑦⑩											
	一時		⑦⑪												
C 山 林				⑦⑫						⑧⑬					
D 退 職				⑦⑭											
損失額又は所得金額の合計額										⑧⑮		6,100,000			
資産 整理欄															

《第四表(二)》

令和 04 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										F A 0 0 5 9	
3 翌年以後に繰り越す損失額										整理番号 □□□□□□□□ 一連番号 □□	
青色申告者の損失の金額										⑥1	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額										⑥2	
変動所得の損失額										⑥3	
被災事業用損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額 (A - B)				
	山林以外	営業等・農業		. .	円	円	⑥4				
	山林以外	不動産		. .			⑥5				
	山林			. .			⑥6				
山林所得に係る被災事業用資産の損失額										⑥7	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額										⑥8	
4 繰越損失を差し引く計算											
年分	損 失 の 種 類			(A) 前年までに引ききれなかった損失額		(B) 本年分で差し引く損失額		(C) 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (B - A)			
A ____年 (3年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円		円		/		
			山林所得の損失								
		____年が白色の場合	変動所得の損失								
			被災事業用資産の損失	山林以外							
		山林									
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
雑 損 失											
B ____年 (2年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円		円		/		
			山林所得の損失								
		____年が白色の場合	変動所得の損失								
			被災事業用資産の損失	山林以外							
		山林									
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
雑 損 失											
C 3 年 (前年)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失						/		
			山林所得の損失								
		____年が白色の場合	変動所得の損失								
			被災事業用資産の損失	山林以外							
		山林									
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					12, 450, 000				
雑 損 失											
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額										⑥9	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額										⑥10	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額										⑥11	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額										⑥2	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額										⑥3	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額										⑥4	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額										⑥5	
資産										整理欄	

第四表(二) (令和四年分以降用) 第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」⑥欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5の2による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。